

現代日本と幻影の公共圏

長 崎 励 朗

Phantom Public Sphere in Japan

Reo NAGASAKI

はじめに

「インターネット元年」といわれた1995年以降、ユルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』を下地とした、インターネットに関する議論が多く交わされてきた。

ハーバーマスの議論における「公共性」とは政治的意見の合意を形成する社会的機能であり、そのような役割を担う社会空間を「公共圏」という¹⁾。ハーバーマスは市民が担う自律的な公共性を「市民的公共性」と名づけ、問題点を指摘しつつも理想視した。彼によれば「市民的公共圏」とは私人が集まって政治的討議を行う場であり、具体的には17世紀終わりから18世紀始めにかけてイギリスやフランスに登場したコーヒーハウスがその典型である²⁾。

私的生活を営む個人が日常生活の中で理性的に政治について語り合い、合意を形成し、それが実際の政治に影響を与える。これはまさに「民主主義的な理想」を体現している様に見える。ハーバーマス自身がこのような理想的な公共圏が現実には存在することはありえないとしているにもかかわらず、「公共性」という概念が社会学の分野においてロングヒットを続ける要因は市民的公共性が持つこのような規範概念としてのたぐいまれな魅力にあると言えるだろう。

しかし一方で、ここで言うところの「民主主義的な理想」という言葉にある種の陳腐さを感じずにいられるほど、21世紀に生きる我々はナイーブではないはずである。

にもかかわらず、意識的にか無意識的にか、市民的公共性の理想に基づく批判や賞賛は様々な分野で未だに後を絶たない。梅津顕一郎によれば、日本における公共圏論はもっぱら情報化の流れの中で出てきたものであり、それゆえ、民主主義的価値の理念そのものを再検討する視座に欠けている点に問題がある³⁾。すなわち、インターネットにまつわる公共圏論（以下、「インターネット公共圏論」と記す）こそが、日本の公共圏論の限界を象徴的に表しているといえる。

そのような流れを受け、本論文では、「市民的公共圏」という理想が現代において有効性を失っていること、そしてインターネット公共圏論の多くが市民的公共圏に依拠して展開されていることを示すことで日本の公共圏論の盲点を指摘し、公共圏についての理念的な再考を促すことを目的としている。

論文の構成としては、第1章で理想としての市民的公共圏の非妥当性を先行研究に依拠しつつ論証し、第2章では1995年から2006年までの公共圏、および公共性にまつわるインターネット社会論を、後述する遠藤薫の枠組みに手を加えたものによって分類した後、それぞれの分類

について市民的公共圏の理想にどのようなかたちで依拠しているかを論じる。第3章では結論を述べるとともに、第2章で分類しきれなかった議論、すなわち、市民的公共圏の理想に依拠していない議論のいくつかを検討することで今後の公共圏のあり方に若干の見通しを与えることを試みる。

1 幻影の公共圏

市民的公共圏が現実には純粋な形で存在し得ないことはハーバーマスを含む誰もが認めることであるが、理想像として近づけてゆく価値のある規範概念としては今もなお力を持ち続けているといえる。本章ではこのような目標としての「市民的公共圏」概念の失効を主張するため、市民的公共圏という理想への接近不可能性、もしくはそれを追求することによってかえって社会の既存の欠点を強化する結果に陥ることを先行研究に依拠しつつ指摘する。

ハーバーマスの市民的公共性概念を整理し直したナンシー・フレイザーの論文によれば、市民的公共圏の条件は「理性的討議」「開放性」「公益性」「平等性」の4つである⁴⁾。これらの条件それぞれについて目標としての非妥当性⁵⁾を論証するため、ここでは2つの観点を用いる。1つは人間の能力の限界という観点であり、もう1つは公共圏という場の構造上の性質という観点である。前者は主に「理性的討議」について、後者は残りの3つの性質についてそれぞれ目標としての非妥当性の根拠を与えるものである。

1-1 人間の能力という観点から

フレイザーによると、上で述べた「理性的討議」の定義は「よく情報を与えられた私人が集まって理性的に責任感ある討議を行なうこと」⁶⁾である。

このうちまず、「よく情報を与えられた私人」という部分に関しては、20世紀始めに活躍したジャーナリスト出身の思想家、ウォルター・リップマンが以下のような示唆を残している。

公的な事柄は私の主要な関心事であるし、私は自分の多くの時間をそれを見ることに費やしてもいるが、それでも民主主義の理論において期待されている役目を果たすだけの時間はどうしてもみつからない。ここで期待されている役目とは、現在起こっていることがらを把握し、自分が所属している共同体に立ちふさがる全ての問題に対して、表明するに値する意見を持つことである。私は合衆国の大統領から政治学の教授までを知っているが、そのような優秀な市民という理想を体現する人には一度もお目にかかったことがない⁷⁾。

リップマンは私生活を営みながら、政治的な事柄について熟慮して意見を形成することの不可能性を時間的な側面から強調する。それは代表的著作である『世論』において認知コストに焦点をあて、人間の知覚の限界を論じた彼のペシミスティックな人間観に裏打ちされた結論であった。

さらにリップマンは「理性的な討議」に関しても徹底して批判的である。議論というものはそもそも情報を十分に与えられていないために生じるのであって、競合しあうイデオロギーに

基づいた単なる大声合戦に過ぎないというのである。

これに対して「理性的な討議」の重要性を訴えるのは同じアメリカの保守系知識人、クリストファー・ラッシュである。

他者を自分の見方にしたがるよう説得しようとする努力には、もちろん逆に、ひょっとすると彼らの意見を受け容れねばならなくなるかもしれないというリスクがともなう。(中略)

議論に勝つとは、相手の心を変化させることだ——そしてそれは対立する主張に敬意を持って耳を傾け、さらにはそれを主張する者に、その議論には誤ったところがあることを説得するときのみ生じる⁸⁾。

ラッシュとリップマンは情報の欠如が議論を引き起こすという点においては一致している。両者の違いはただ一点、人が対立する相手の主張を受け容れる可能性を信じるか否かという点であり、それによって議論への評価が180度異なったものになっているのである。では、人が議論を通して自らの意見を変えるということはどの程度ありえるのだろうか。

認知心理学の権威であるスティーブン・ピンカーは一卵性双生児の政治姿勢の研究を引きながらこの可能性に対して以下のような悲観的な見解を示している。

リベラルと保守の政治姿勢は、完全にとはともいえないが、おおむね遺伝的である。(中略) 政治姿勢が遺伝性だという事実から、リベラル派と保守派が出会うとなぜそんなに火花が飛ぶのか、その理由の一端がわかる。こと遺伝性の姿勢に関しては、人は即座に情動的な反応をし、気持が変わりにくく、同じ意見の人たちにひかれやすいのである⁹⁾。

すなわち、認知心理学的な知見から考えれば、人間が決定的に自らの意見を曲げて相手の主張を受け容れることは、完全にありえないとは言えないまでも、非常にまれなことであると結論づけざるをえないのである。

したがって、ラッシュの言うところの「議論」が「理性的な討議」の定義であると考えれば、ラディカルな議題になればなるほど理性的討議が行われる可能性はより小さくなると考えられる。これが人の認知的性質であるとするならば、「理性的討議」は接近可能な理想であるとは言い難いという結論に達する。

1-2 公共圏という場の性質の観点から

本節では「開放性」、「公益性」、「平等性」のそれぞれについて目標としての非妥当性を論証する。

第一に「開放性」、すなわち「全ての人が参加可能であること」について、これを目標とすることによる弊害を指摘したい。これについては、ピエール・ブルデューによる世論調査批判の議論が最もラディカルな批判と言えるだろう。ブルデューは世論調査における棄権票の数と階級との間に見られる関係に着目することで、「発言権を与えた」という事実がエリートによ

る支配を隠蔽し、既存の支配構造を正当化することを指摘した。

棄権志向はおそらく、制度がうまく働いていないしというよりもその制度が見過ごされた（したがって承認された）参加制限制度として機能するための一条件なのである¹⁰⁾。

技術的、もしくは制度的な発達によって多くの人間が政治的議論、および決定に参加できる可能性が大きくなったとしてもそれに能動的に参加する層は限られている。したがって公共圏が参加可能性としての「開放性」を帯びれば帯びるほどに、現実としての「限定性」は正当化されることになるのである。

第二に「公益性」についてであるが、これはごく平たく言えば「万人の利益に関係すること」を議論する」という性質である。

これに関してはジェーン・マンスブリッジがフェミニズムの観点から鋭い指摘を行っている。彼女の指摘によると、私的な利害関心であって万人のものではないという名目で、他の私的な利益に関する議論と一緒に階級差に関する議論も公共圏から排除されてしまうため、低い階級の人間は自分達の意見が討議から排除されていることにすら気付かないというのである¹¹⁾。

このことは「財産と教養を持った市民」が議論する場として成立した市民的公共圏に備わった宿命的な欠陥である。そもそも市民的公共圏において、「万人」とは「財産と教養を持った市民のすべて」を指していたに過ぎなかったため、階級間格差に起因する問題は想定されていなかったのである¹²⁾。

次に、第三の「平等性」とは「公共圏の中においては個々人の社会的地位の差は無視される」という性質であるが、これに関してはナンシー・フレイザーが文化と階級の関係という視点から批判を行っている。

彼女はまず、文化の中に潜む階級性を指摘し、公共圏もまた社会的文脈の中に存在している以上、日常生活における文化的な社会階層感覚を完全に消し去ることはできないと訴える¹³⁾。そして、公共圏における「平等性」を実現するには結局のところ、社会を完全に平等にするか、もしくは政治過程と日常生活を完全に切り離すか、2つに1つであると結論づける。前者は理想主義的ながら目指す価値はあるかもしれないが¹⁴⁾、後者には市民的公共圏の支持者自身が賛同するわけにはいかないであろう。一般的な私生活からは完全に隔絶した政治専門の人間を作り出すこと、それはまさにかつて市民が戦った封建的権力の担った代表具現の公共性の復活を意味するからだ¹⁵⁾。

以上のことからわかるように「市民的公共圏」の各要素は接近不可能、もしくは接近することによって新たな問題が生じてしまうという、達成すべき理想としての妥当性を欠く概念である。フレイザーの論文が収録されている『The phantom public sphere』の名をかりるならば、まさに「市民的公共圏」とは「幻影の公共圏」であると結論づけられよう。

2 幻影を目指すインターネット公共圏論

本章では、インターネット公共圏論が、インターネットの普及した社会に対する評価の正負

にかかわらず、「市民的公共圏」の存在を前提としていることを論証する。

そのため、第1節ではまず分類の枠組みを提示し、第2節ではインターネット公共圏論の内容によって7つのグループにまとめた後、それらを第1節で提示した枠組みにあてはめる作業のなかで、「市民的公共圏」のどの要素を前提とした議論であるかを検討してゆく。

2-1 インターネット公共圏論の分類枠組み

遠藤薫は、近代社会に対する議論を、大衆に対する評価（公衆／群衆）¹⁶⁾と近代社会に対する評価（批判論／推進論）という二つの軸に沿って分類し、表2-1のように表している。

表2-1¹⁷⁾

		近代社会に対して	
		批判論	推進論
大衆に対する評価	公衆	民主主義的大衆社会論	コミュニズム革命論
	群衆	貴族主義的大衆社会論	啓蒙主義（教育の重視、ジャーナリズムの役割重視）

さらにこの分類を前提として遠藤は次のように述べ、現代のインターネット公共圏論を批判する。

現代のインターネット〈公共圏〉に関する議論も、かなりの部分、こうした近代化過程における公衆／群衆論とパラレルなものである。（中略）現代の公共圏論はメディア変容と社会変化の関係を過去の認識枠組みのままに議論している、つまり「古い皮袋に新しい酒を入れ」ているだけではないか、という疑問も生じる¹⁸⁾。

そして近代社会論の分類枠組みを現代のインターネット社会論に当てはめたものが表2-2である。

表2-2¹⁹⁾

		近代社会に対して	
		批判論	推進論
大衆に対する評価	公衆	監視社会論	インターネット革命論（直接民主主義、インターネット・アクティビズム、・・・）
	群衆	無秩序社会論	啓蒙主義（デジタル・リテラシー、オルタナティブ・ジャーナリズムの役割重視）

これらの遠藤の分類法や指摘はある程度の射たものである。しかし、表中の分類されているものを丁寧にみてゆくと、遠藤の分類における「公衆」と「群衆」の定義はやや錯綜していることがわかる。特に表2-1における「公衆／批判」のセルと「群衆／推進」のセルの中身に注目すると、その錯綜した点が明らかになる。まず「公衆／批判」セルの民主主義的大衆社会論について、遠藤はコーンハウザーの議論を採用して「原子化された非エリートがエリート

の支配に曝されている²⁰⁾」ことと定義し、彼の議論をまとめる形で貴族主義的大衆社会論との共通点を次のように述べている。

いずれのタイプの批判においても、大衆がアノミー化（非社会化、個人主義化）しており、社会意識が薄く、享乐的かつ付和雷同的であり、また、大衆とエリートの間をつなぐ中間集団が衰退して相互が影響を強く受けやすくなっているために、「民主主義」が脅威に曝されている、という認識においては共通している²¹⁾

ここで述べられている大衆の特徴は明らかに「群集」としての特徴である。つまりこの観点では民主主義的大衆社会論も「群集」に分類されてしまうはずである。

にもかかわらず、民主主義的大衆社会論だけが「公衆」に分類されているのは、遠藤が無意識のうちに、両者の背後にある思想性の相違に注目したからであろう。その思想性の相違とはすなわち、民主主義的大衆社会論が「大衆は公衆になりうる」という考えを前提としているのに対して貴族主義的大衆社会論にはその前提が存在しないということである。ところが、その点に改良を加え、ここで「公衆／群集」概念を「公衆になりうる／なりえない」と読み替えた場合、新たな歪みがその対角線上のセルに現れる。

「群集／推進」セルにある啓蒙主義の内容は「現時点では大衆は群衆であるが教育やジャーナリズムによって公衆になりうる」というものである。だとすると、上のような読み替えを行った場合、啓蒙主義は「公衆／推進」論に分類されるはずであるが、そうはなっていない。

つまり、遠藤の分類は結局のところ、「公衆／群集」評価が可能性問題なのか、現状分析なのかを一貫して決められなかった点で錯綜していると言えるのである。このような錯綜は表2-1の焼き直しとして作成された表2-2にも共通しているため、このままでは分析枠組みとして機能を十分に果たさない。そこで、次節では、「公衆／群集」を前述の「公衆になりうる／なりえない」²²⁾に読み換えた上でこれを分類枠組みとして一貫して使い、はじめから分類しなおすことにする。

2-2 市民的公共圏に依拠するインターネット公共圏論

前節で引用した遠藤薫の表中においてはインターネット社会論が「監視社会論」「インターネット革命論」「無秩序社会論」「啓蒙主義」という4つの分類に分けられていた。しかし、その分類はそれぞれのセルに1つずつというやや乱暴なものであり、しかも上で述べたとおり、分類方法自体も錯綜していたといえる。その原因は、遠藤がそれぞれの分類に当てはまる具体的な議論を注意深く検討しなかったことにあると考えられる。

その点を補うため、本論文では、「インターネット元年」と言われる1995年から2006年の11月までのインターネット公共圏論を可能な限り収集して実際に検討し、分類しなおすを試みた。その結果、内容によって「オルタナティブ・ジャーナリズム推進」論、「インターネット・アクティヴィズム」論、「討議の場としてのインターネット」論、「無秩序社会」論、「大衆消極」論、「デジタル・デバインド」論、「データに基づく調査」の7つのグループに分けることが適切であると判断し、グループわけを行った後、それぞれのグループが前節の分類枠組み

の表のどのセルにあてはまるのかを検討するという２段階の作業を行った。その結果を示したものが、図２－３（次ページ）である。本節ではこの表を参照しつつ、それぞれのグループがどのような点で「市民的公共圏」の理想に依拠しているかを各論の代表的なものを取り上げつつ論じてゆくことにする。

まずは表中の右上のセル「公衆になりうる／推進」に分類される３グループについて検討しよう。この３グループは、いずれもインターネットというメディアが持つ双方向性や、それに伴う開放性に対して肯定的な評価を与えているという点で共通しているが、それぞれに置かれている力点が違うため、異なるグループとした。以下、それぞれのグループについて代表的な議論を挙げつつ、市民的公共圏との関係を検討する。

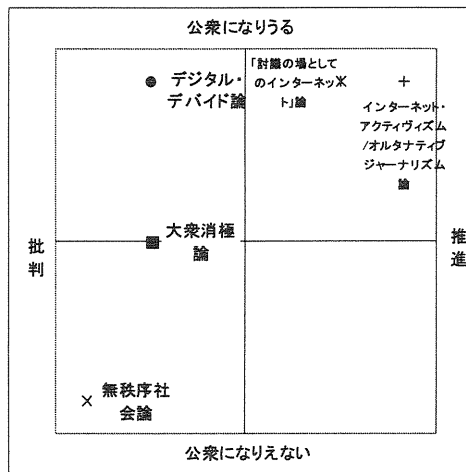


図 2－3

第１に、「オルタナティブ・ジャーナリズム推進²³⁾」論とは、インターネットが普及することでウェブログ（通称ブログ）やネット上の掲示板での発言などという形で個人を担い手とする新たなジャーナリズムが登場することに対して肯定的な評価を下す議論であり、他の２つと比べると、ネット上でのジャーナリズムに力点が置かれている。

これに関しては事例報告という形をとった議論は多くあるが、林香里（2004）が指摘しているように理論的研究としてその意義を明らかにしようとするものが少ない。林はこの点を補完すべく、オルタナティブ・メディアが作り出す公共圏について以下のように述べている。

あるいは「オルターナティブ公共圏」とは、これまでの公共圏理論の徹底化——ラディカリゼーション——、つまり連帯性と開放性を基軸とする公共圏の規範的論理を再投入して徹底していくという意味で「根源的公共圏論」あるいは「再帰的公共圏」とも名づけることもできるかもしれない。このラディカルな公共圏では、連帯と開放という理念によって、あらゆる種類の社会運動や異議申し立て、そして市民の不服従を包摂して、それらが提起する問いを可視化し、蓄積していくという規範的役割が付され得る²⁴⁾。

ここで徹底化されると述べられている「これまでの公共圏理論」とはとりもなおさず、「市民的公共圏」のことであり、ここではとくに「連帯性と開放性」が強調されている。「開放性」はまさに第1章で論じたところの市民的公共圏の条件としての開放性そのものであるし、「連帯性」とはこの場合、林の文脈から考えれば「理性的討議」、と対応していると考えられる²⁵⁾。林自身の言からも明らかなように、「オルタナティブ・ジャーナリズム推進」論は「市民的公共圏」の理想に最もラディカルな形で依拠しているといえるだろう。

次に「インターネット・アクティヴィズム」論についてであるが、これはインターネットによって情報を共有できるようになった個人がNPOやNGOをはじめとする多様なコミュニティを形成し、実際の社会運動を起こすことを肯定的に評価する議論であり、主に実践的な活動やそのためのコミュニティ形成に力点が置かれているため、「オルタナティブジャーナリズム推進」論と同様実践報告的な議論が多い。「インターネット・アクティヴィズム」の立場をとる代表的な論者、千川剛史は以下のように述べる。

インターネット利用の技術的特徴は、「いつでも、どこでも、だれとでも」コミュニケーションが可能であるというように自由で柔軟な利用ができることであるが、利用の際には、自発性や自己責任を要求される。(中略) インターネット利用とボランティア活動には、自発性・自己責任といった共通する行動原理があるので、日頃からインターネットを通じてアクティブに発言や行動を行っている人が、環境、災害、地域づくりなどの社会的課題に関わろうとする時、それまでに培ってきた情報通信技術や情報リテラシーを活用したデジタル・ネットワークキングが開始されることになる²⁶⁾。

千川はこのようなデジタル・ネットワークキングによって形成されるコミュニティこそ、新たな公共圏形成であるとしている。ここからもわかるように、インターネットによって可能になる運動の背後には「いつでも、どこでも、だれとでも」という「開放性」と、自発性、自己責任を旨とする理性的な個人の参加、すなわち「理性的討議」の要素が想定されている。

千川を筆頭とするこの種の議論は、公共圏論について語りながらも、自らインターネットを利用したNPO活動を行い、理論と実践の結合を試みているという点で評価できるが、市民的公共圏という理念の妥当性について再考しようとする姿勢に欠けているという点で、今後の新たな理論の発展は望めないとさえ言えよう。

3つ目の「討議の場としてのインターネット」論は前述の2つの理念的背景と言えるものであり、インターネットを、理想的な「市民的公共圏」、もしくはその成立を助けるものとしながらも、「インターネット・アクティヴィズム」や「オルタナティブ・ジャーナリズム」について深く言及してはいないものをこのグループに分類した。以下はこのグループの代表的な論者である吉田純の議論である。

すなわち、生活世界に根差した自発的なコミュニケーションが、インターネットというコ

コミュニケーション手段の開放性・多方向性というメリットを十分に生かして展開され、たとえ間接的にせよ、システムの側から展開される公共圏に対して何らかのかたちで批判的に関わってゆくとき、インターネット上に自律的公共圏が成立する可能性もより高まる、ということである²⁷⁾。

読んで字のごとく、「開放性」という点で市民的公共圏に依拠しているし、「理性的討議」がネット上でなされることにも期待をしている。したがってこのグループの議論そのものは、やはり「市民的公共圏」という理想に依拠しているといえるだろう。

一見前出の2つのグループと変わりないように見えるが、このグループは実際の活動の報告に重点をおかない分、理念的な問い直しがされやすいため、ここに分類されている論者は市民的公共圏の理念をやや批判的に論じていたり、後に市民的公共圏を問い直す論文を発表したりと、発展的な側面がある。その意味で、理念的な発展性は「公衆になりうる／推進」分類の中で最も高いといえ、その点は評価できる。

次に「大衆は公衆になりうる」という見地からインターネット社会を批判している「デジタル・デバイド」論について検討しよう。

「デジタル・デバイド」論は情報機器を扱える人間とそうでない人間の間に格差が生じてしまう問題を扱ったものである。デジタル・デバイド自体は経済的な側面が強調される傾向が強いが、この格差問題を公共圏論にあてはめると、「本来公衆になりうるはずの大衆のうち、インターネットを使えない者は政治参加の機会が少なくなってしまう」ということになる。ここからわかるとおり、「デジタル・デバイド」論はインターネットによって政治への市民参加が促進されるという前提は前の3グループと共有しており、そこで生じる格差に焦点を当てているためにインターネット社会を批判することになっている。そのため、「デジタル・デバイド」論は他のグループの主張と合わせて問題提起される場合が多い。その例としては安野智子の『重層的な世論形成過程』が適当であろう。

インターネットは大衆のマス化によって失われた討議の場を再び構築しうる可能性を秘めており、いわゆるe-デモクラシーの実現については、今後に期待できるところもあるだろう。ただし、少なくとも現在のところでは、e-デモクラシーについて楽観的な見方が多いわけではない。

第一の問題として、デジタル・ディバイド（情報格差）の存在があげられる。（中略）インターネットの発展はそれを利用できる人とできない人の間の新しい格差を生んでいる²⁸⁾。

ここに見られるように、デジタル・デバイド論を公共圏論と結び付けて考えれば、当然、市民的公共圏の「開放性」の問題につながってくる。すなわち、「デジタル・デバイド」論は「開放性」の不完全さを以って批判を展開しているが、逆にいえば「開放性」を達成されるべき目標としている点で、市民的公共圏の理想に依拠しているといえるのである。

次に、「無秩序社会論」は左下の「公衆になりえない／批判」のセルに位置するグループで

ある。この論を最も強く主張している西垣通は著書『聖なるヴァーチャル・リアリティ』の中で次のように語っている。

人々をむすぶコミュニケーションの重心がマルチメディアに移るにしたがって、国家権力は次第にその絶対的な統制・管理能力を失っていくだろう。

断っておくが、これは強大な権力が消滅し、バラ色の自由平等な地球市民社会があらわれるという意味ではない。それは電腦ユートピアンの妄想というものだ。そうではなく、権力は国家という中心を喪失して分散し、ゲリラ化するのである。つまり、無数の中小のアナーキーな権力が（もちろん、その中には国家を超えるような巨大な国際的企業連合体の大権力もあるわけだが）、サイバースペース内を跳梁しはじめるのである²⁹⁾。

西垣は「人間の際限ない欲望」という前提に立ち、インターネットによって制約がなくなることによって到来することが予測されるアナーキー状態に対する懸念を表明している。彼の議論に代表されるように、このグループはインターネットによって開放性や双方向性が実現するという事実認識においては「公衆でありえる／推進」セルのグループと一致しているが、大衆が公衆たりえるか否かの前提が違うために評価は正反対となっているのである。このような指摘は西垣のいう「電腦ユートピアン」達が見逃している危険性に目を向けている点で評価されるべきである。

しかし、この議論もまた、市民的公共圏という理想の一部分に依拠しているといえる。というのも、西垣が批判するところの「アナーキーな権力」とは私利私欲のための権力、すなわち「公益性」がない権力を指しており、それを批判するということは、逆に言えばインターネット社会以前にはある程度の「公益性」が保証されていたと考えていることを示しているからだ。したがってインターネットの負の部分に着目し、現実的に批判しているように見えるこの種の議論もまた、市民的公共圏の理念そのものにメスを入れるところにはまでは達していないと言える。

次に、「大衆消極論」は大衆が公衆になりうるか否かの判断を保留にしつつ、現時点では大衆が消極的であるため、批判せざるを得ないという議論である。ただし、インターネットというメディアにける期待はデジタル・デバイド論と同じく、市民的公共圏の理想に基づいている。これについてはプロバイダー責任法成立について法学の立場から懸念を表明している議論に典型を見ることができる。

プロバイダー責任法の成立とその過程は、二つの意味で、インターネット公共圏の理念に「ゆらぎ」をもたらした。一つはCMCの言説状況がみずから逸脱現象の氾濫と規制法の成立に道を開いてしまったことである。そしてもう一つは、そうした事態を招いてしまった現状をどう打開すべきかに関するCMC内での主体的議論が、あまり広がりを見せなかったということである³⁰⁾。

無秩序社会論が、大衆の公衆になりうる可能性を信じていないため、規制が喪失したアナキー状態のみを危機として認識していたのに対して、この議論は、大衆に対する見方が中立的であるため、過度の規制が容認されるという逆のベクトルの危険性に対しても注意を払っているといえる。このような広い視野をもってインターネット上の公共圏について考察している意義は大きい。しかし、この議論は「これまで情報の受け手の地位に置かれてきた多くの市民に対し、みずから能動的に情報を発信し、選択してゆく可能性をもたらした」「自律的な市民の連帯による公共的な言説空間」としての「インターネット公共圏をたやすく否定すべきではない」³¹⁾ という考えをそもそもの前提として展開されているため、やはり市民的公共圏の「自律性」「開放性」という部分に依拠しており、市民的公共圏自体を問い直すまでには至っていない。

最後に「データに基づく調査」であるが、図中にプロットされていないことから分かるように、これは他のグループとやや性質を異にする。というのも、このグループは「公衆になりうる／なりえない」および「批判／推進」といった評価には加担せず、中立的にデータによってわかることを述べるに留めているからだ。しかし、このグループの代表的な論者である池田謙一の論文タイトル「インターネットの利用は豊かな市民社会への参加に貢献するか」を見ればわかるように主張は中立的であるものの、調査の枠組み自体が「市民社会」や「参加」といった「市民的公共圏」の理想に捕われているといえる。調査の視点にも、前提としている理念が現れるわけである。

ここまで、それぞれのグループについて、どのようにして公共圏の理想に依拠しているかを論じてきた。当然同じグループ内の論にもある程度の相違は存在するが、あえてそれらを見直し、市民的公共圏との関係と前節の分類枠組みにおける位置関係のみに絞って分類することで、論証の副産物として2つのことが見えてきた。

一つは図2-3を見れば一目瞭然である。右下のセルの空白が雄弁に語っていることは「公衆になりえない／推進」という論が存在しないということである。これはすなわち、「大衆は公衆になりえない」としながら、今後の社会を明るく展望することは「市民的公共圏」に依拠した議論には不可能だったということを示唆している。

では、ここにあてはまる議論として、例えばどのようなものが想定しうるのか。管見のところその種の論はインターネット公共圏論には見当たらなかったが、他のメディアの公共性について論じたものの中にヒントを見いだすことができる。ジャーナリズムの公共性について論じた『NHK問題』の中で、既成の「公共性」という理念を追い求めることの空々しさを武田徹は次のように表現している。

「ジャーナリズムの公共性などない。公共的なジャーナリズムがある」のだ³²⁾。(武田 2006：245)

彼の言葉をインターネットに適用するならば、「インターネットの公共性などない。公共的なインターネットがある」のだ、ということになる。「公共性」という理念そのものを相対化

すれば、純粋に技術としての可能性をもったインターネットが残り、それは十分肯定するに値するという立場である。本論文の趣旨はインターネット公共圏論を検討することにあるため、ここではこれ以上詳しくは触れないが、この種の議論は今後、インターネット公共圏について考えていく際の1つの突破口になる可能性を持っていると言えるだろう。

二つ目は当然のことながらこれらの分類に収まりきらない議論が存在するということである。そしてこれらの零れ落ちた議論こそ、今後の公共圏のあり方を考えるにあたって重要なものとなる可能性が高い。その詳細については次章に譲ることとする。

3 結論と公共性の今後

3-1 結論

第1章で言及したように市民的公共圏の理念はそもそも目指すべき理想として妥当性を欠いたものである。にもかかわらず、2章で示したとおり、現代におけるニューメディアであるインターネットに人々が示す期待と批判はあいも変わらず市民的公共性に依拠したものが大多数であり、1世紀前から存在する近代社会への評価枠組みから逃れられていないと言える。

しかし、市民的公共圏という幻影にとらわれることなくインターネット社会について語る論者も少数ではあるが存在する。次節ではそのような第2章で分類しきれなかった議論を用いて、公共性の今後について考えてみたい。

3-2 公共性の今後と課題

以下では第2章の分類に当てはまらなかった議論の1つである梅津頭一郎の議論を中心に公共性の今後の展望を試み、そこから今後考えてゆくべき課題を明らかにする。

梅津はまず、『公共性』は歴史上、民主主義的営為によってのみ、担われてきたわけではない³³⁾」ことを指摘することで「市民的公共性」の理想に根ざした公共圏のありかたを相対化した後、東浩紀の議論である、現代の若者による意味の共有や理解に基づかない情報消費の形態（データベース型情報消費）に言及しつつ、「合意形成の基本原理解が、合理的な討論から心的共振によって変わ³⁴⁾」るのではないかと指摘する。

さらに、心的共振による合意形成は結果として公共圏の複数化とタコソボ化を促す³⁵⁾。討議による合意形成が基本とされる場所では多様な意見が並存しうるし、また、並存することが望ましいとされるのに対して、心的共振を合意形成の基本とする場では異質な意見は排除されるからだ。複数の公共圏がそれぞれ、内部に対しては共感を、外部に対しては排除を以って存在する状況が立ち現れるのである³⁶⁾。

このような状況においては異質な公共圏に属している者どうしのディスコミュニケーションが懸念される。複数の公共圏が相互に排除しあいながら存在するという状況は、その成立の過程に違いはあるものの、他国においても同様である。情報化がかえって文化集団間のディスコミュニケーションを促したことを問題視している9・11テロ後のナンシー・フレイザーの議論を手がかりに、梅津は次のように言う。

情報化の進展が様々な文化的集団の「色」を剥き出しにすることで、従来制度化されてい

た部分の持つ諸矛盾点も剥き出しになる。このこと自体はともかく、結果として文化的アイデンティティ承認をめぐる覇権争いを激化、暴力化してしまう点が今日の情報社会における大きな「影」となっていることも確かであろう³⁷⁾。

このような形で情報化によって生じる衝突を意識していれば、安易に「市民参加」や「双方向コミュニケーション」に賛同することはできないはずである³⁸⁾。しかし、複数の小公共圏の並存と小公共圏間のコミュニケーションという見方を提示している論者で、そこに生じる衝突という問題に取り組んでいる者は少ない。おそらくこれは「コミュニケーション」という言葉が持つ肯定的なイメージゆえである。しかし、上で論じたような現状を鑑みれば、「コミュニケーション」自体、一度相対化されるべきである。ここでは「コミュニケーション」を相対化した佐藤卓己の議論を挙げておこう。

コミュニケーションが和解を促進するだろうという希望はあっていい。しかし、コミュニケーションが紛争を生むことも多いのだ。相互無関心こそ平和であるという場合もある。はたして、語ろうとしないこと、耳を傾けようとしないことが倫理的な罪であると、教育されるべきだろうか。対話や参加が「善」であり、「癒やし」であり「義務」であるというのは20世紀の神話である。あるいは病である。自閉をも許す共生でなければ共生は抑圧の同義語になるだろう³⁹⁾。

ここにあるように「コミュニケーション」が「善」であり、「癒し」であり、「義務」であった20世紀は終わった。今後の公共圏のあるべき姿について考える際には「対話」や「参加」といった既存の「コミュニケーション」を自明の目標とするのではなく、「どのようなコミュニケーションのあり方が望ましいか」という、よりラディカルな問いかけが必要になってゆくだろう。

おわりに

本論文の目的は、現代のインターネット公共圏論の枠組みの誤謬を指摘することによって、旧来の枠組みから逃れられないでいる公共圏についての理念的再考を促すことであり、その目的はある程度達成されたように思う。

無論、2章で扱った論文や書籍以外にもインターネット公共圏論は存在しており、所蔵場所や時間の都合上収集できなかったものも存在するため、全てのインターネット公共圏論を網羅したとは言えない。それゆえ、今後本論文の分類枠組みを越える論文に出会った際にはその都度、再考が必要であろう。

また、3章2節では公共性の今後について梅津の議論を参考に公共性の今後の展望を試みた。そこから得た今後の課題は従来の「いかにして人々のコミュニケーションを増やすか」という問いではなく、「コミュニケーションはどうあるべきか」という、よりラディカルな問いであったといえるだろう。(了)

- 1) ただし、花田達朗のように、「公共性」の原語である「Offentlichkeit」は本来空間的なニュアンスを帯びており、英語圏においては「public sphere」と訳されていることから、そもそも「公共圏」と訳されるべきであるとする論者もいる。(花田達朗 (1996)『公共圏という名の社会空間—公共圏メディア市民社会—』、木鐸社 参照。)
- 2) ユルゲン・ハーバーマス (1994)『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』(細谷貞雄・山田正行訳)、未来社 参照。
- 3) 梅津 顕一郎 (2003)「『情報公共圏論』研究序説—接近可能性の概念を手がかりに」『社会情報学研究』、9巻,pp.1-13 参照。
- 4) ただし、これら4つの性質に関する名称は、便宜上引用者が付けたものであり、その内容に関しては論文中で後述する。(Fraser, N., (1993) „Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy”, in *The Phantom Public Sphere*, Robbins, B., Minneapolis, University of Minnesota Press, pp.1-32 参照。)
- 5) ここでいうところの「目標としての非妥当性」とは前述の「接近不可能性」と「追求することによって社会の既存の欠点を強化してしまう」性質を指している。
- 6) *ibid.*, p.4.
- 7) Lippman, W., (1927), *The Phantom Public*, New York, Macmillan, pp.20-21. (河崎吉紀訳 (2007)『幻の公衆』、柏書房、pp.14-5)
- 8) クリストファー・ラッシュ (1997)『エリートの反逆——現代民主主義の病い』(森下伸也訳)、新曜社、pp.211-2
- 9) スティーブン・ピンカー (2004)『人間の本性を考える (下)』(山下篤子訳)、NHK出版、pp.10-1
- 10) ピエール・ブルデュー (1990)『ディスタンクシオンⅡ』(石井洋二郎訳)、藤原書店、pp.229-30
- 11) Mansbridge, J., (1990), "Feminism and Democracy", in *The American prospect*, 1-1, pp.126-43 参照。
- 12) 市民的公共性概念を提唱したハーバーマス自身もちろん、この点には気づいており、反省的にこの部分を論じなおしている。
- 13) フレイザーが言うところの文化による影響とは具体的に言えば、イントネーションや言葉の選び方、立ち居振る舞いにも階級差があらわれており、人々はそれを見てその人物の意見を聞き入れるか黙殺するかを決めているということである。
- 14) この「社会を平等にする」という目標だけは本論文においても唯一否定しきれない要素である。ただ、インターネット公共圏論においてインターネット上で実現する議論の場における完全な「平等性」を挙げた議論が驚くほどに存在しなかったため、本論の組み立て自体に大きな影響はない。
- 15) あるいはもはや人間ではなく高度な人工知能が統治する、いわば「AIの公共性」とでも呼ぶべきものが実現すれば「代表具現の公共性」に逆戻りすることなく、政治と私生活を分離できるかもしれない。多くの近未来小説や漫画に登場するAIによる統治も、その著者の脳内に無意識のうちに滑り込んだ「市民的公共性」という理想のなせる業であるとするれば、その結末と同様に、現実にも人は「市民的公共性」からの離反を試み始めるのであろうか。
- 16) 公衆と群衆の定義は遠藤薫自身が採用しているものをここでは用いる。
群衆とは「社会参画意識が薄く、自己中心的でありながら他律的であり、一時的な享楽を追及する人びと」であり、これにたいして、公衆とはそれをちょうど逆にしたものである。つまり、公衆とは「社会参画意識が強く、公益について自律的に考え、一時的な享楽に流されない人びと」ということになる。ここで言うところの「公衆」は市民的公共圏における「『理性的討議』を行う市民」と合致している。(遠藤 薫 (2004)『インターネットと〈世論〉形成』、京電機大学出版局、p.48 参照。)
- 17) 前掲書、p.36
- 18) 前掲書、p.37

- 19) 前掲書、p.38
- 20) Kornhauser, W., (1959), *The politics of Mass society*, U.S.A. , The Free Press, p.23
- 21) 前掲書、p.35
- 22) 「公衆になりえない」とは「公衆としての能力をもたない」ということである。上に記した公衆、群衆の定義を参照すればその意味するところが明らかになることと思う。
- 23) オルタナティブ・ジャーナリズムとは、既存のマス・メディアではなくオーディエンスと水平的かつインタラクティブな関係にある個人が社会に働きかけようとして行う活動全般を指す。したがってオルタナティブ・ジャーナリズムを担うメディアは本来インターネットだけにとどまらず、新聞も想定できるが、本論文はインターネット社会論のみを扱っているため、この場合の「オルタナティブ・ジャーナリズム」はとくにインターネット上のもののみを指すこととする。
- 24) 林香里 (2004) 「「オルタナティブ・メディア」は公共的か—その再帰的公共性の考察」、『マス・コミュニケーション研究』、65巻、p.43
- 25) 本来、「連帯」といえば、討議ではなく、1つの意見のもとに多くの人間が結束するイメージを抱きがちであるが、林はマンスブリッジの議論を引用しつつ、「オルタナティブ公共圏」について「共通善と合意を想定したユートピア的空間というよりは、むしろさまざまな日常的差異や対立、コンフリクトを顕在化させ、抗争を繰り広げていく闘争的空間」であるとしている。このことから、ここでの「連帯性」を第1章で挙げた「理性的討議」に近い概念ととらえた。また、文面では「理性的」という点が明文化されていないが、ここで言うところの「抗争」がただの大声合戦や暴力による衝突ではないことは、「オルタナティブ公共圏」を肯定している林の論調から、明らかであろう。
- 26) 千川剛史 (2006) 「「ネットワーク公共圏」の可能性」、船橋晴俊編『官僚制とネットワーク社会』所収、ミネルヴァ書房、p.213
- 27) 吉田 純 (1997) 「公共圏としてのインターネット—<仮想社会>と<現実社会>の相互浸透をめぐる」、『社会情報学研究』、1巻、p.135
- 28) 安野智子 (2006) 『重層的な世論形成』、東京大学出版会、p.26
- 29) 西垣通 (1995) 『聖なるヴァーチャル・リアリティ』、岩波書店、pp.158-9
- 30) 赤木孝次 (2002) 「メディア・フォーラム インターネット公共圏のゆらぎ」、『法学セミナー』、47巻、pp.131
なお、プロバイダー責任法とは2001年11月22日に衆議院で可決された法律で、正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」である。同法の内容に関しては本文中で引用した「インターネット公共圏のゆらぎ」から抜粋した以下の説明を参照のこと。
「同法はインターネットの電子掲示板等にプライバシー侵害、誹謗中傷などに当たる書き込みがなされた場合、プロバイダーに発生する責任について規定したものである。なお、ここで言う『特定電気通信役務提供者』には、大手プロバイダー業者だけでなく、同様のサービスを運営する個人、団体も含まれる。／プロバイダーは、他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、または、権利を侵害されたとする者からの削除要請を発信者側に照会し、七日を経過しても返答がない場合、削除などの『送信防止措置』を講じても、損害賠償の責を負わないとされた。」(前掲書、p.130)
- 31) 前掲書、p.130
- 32) 武田徹 (2006) 『NHK問題』、筑摩書房、p.245
- 33) 梅津 顕一郎 (2004) 「公共性問題のポストモダンの文脈--情報公共圏論の今日的可能性」『社会情報学研究』10巻、p.10
- 34) 前掲書、p.10
- 35) 「タコツボ化」とは、同質なものの集団が互いに遮断された状態で複数存在することを言ったものである。
- 36) もちろん、純粋にこのような公共圏のみによって社会が構成されることはなく、討議を基本とする旧来の公共圏と心的共振を基本とする新たな公共圏が混在する状況が現実には想定されると梅津自身も述べている。(前掲論文参照。)

37) 前掲書、p.6-7

38) 実際、ナンシー・フレイザーも9・11以後、議論の大幅な見直しをせまられていることを梅津は指摘している。

「9・11以前、フレイザーはハーバーマスを批判しながら、公共性の多様性を強調し、それぞれが異なる原理に基づいて公共圏の担い手となる中間集団間における調整プロセスの中に活路を見出そうとする議論戦略を展開していたが、9・11以後戦略の変更を余儀無くされた。それは彼女自身『ステータスモデル』と呼ぶもので、基本的には従来の多元的・相対的な公共圏の議論に根ざすものであるが、『制度化された文化的価値のパターンが社会的行為主体の相対的地位に及ぼす影響』を吟味することによって、各々の行為主体が対等なパートナーとして相互に認証しあうこと（参加における同等性）を促すという考え方である」（梅津 2004：6）。

それまでのフレイザーは「競合する小公共圏間の調整」という構造に力点をおき、「調整」の内容には踏み込まない議論を展開していたが、9・11以後、その「調整」が対話によってなされるとは限らず、かえって暴力的な覇権争いに発展しかねないという点を認識し、「調整」をいかに行うか、という点に光をあてはじめたのである。

ところで、ここでの「調整」とは、コミュニケーションによってなされるものである。上の「調整」を「コミュニケーション」と読み替えてみれば、単純に対話や交流といったコミュニケーションを奨励するだけの議論のナイーブさが窺い知れる。

39) 佐藤卓己（1998）『現代メディア史』、岩波書店、p.234